

事故から5年、 東日興運社との闘い 勝利解決！

2018年7月27日の第16回の裁判をもちまして、東日興運社への、未払い賃金請求及び、不当解雇撤回請求の裁判が、双方納得のいく形で終わりました事を報告致します。双方納得の上での和解です。

私の京浜ユニオンへの組合加入から応援していただいた方々、私の裁判を京浜ユニオン伝いに知り、応援・支援してくださり本当に有難う御座いました。そして、お疲れ様でした。裁判にお越しいただけなくても、この裁判を気に掛け経過を見守っていただいた方々、本当に有難う御座いました。

この裁判の引き金となった傷害事件から、気が付けば5年近い時間が経過しています。この5年間は、失った物や事柄、そして時間・・があまりにも多くありました。ですが、得た物がその失ってしまったものより大きかったです。

事のきっかけは、仕事中に傷害事件にあってしまった事です。その事件の犯人には刑事罰が科せられています。犯人にはその刑事罰を重く受け止めてもらい、二度と同じ事を繰り返す事がなければ良いと思ひ、犯人に対しては民事訴訟による賠償請求などは行っておりません。「罪を憎んで人を憎まず」だと思っています。

ですが、東日興運社の社長一族の暴挙は、先に申し上げた「罪を憎んで人を憎まず」の精神は当てはまりませんでした。

業務中の事件で身体も心も傷付き、仕事には差し支えないとは言え、少なくとも後遺症まで残りました。その従業員を一切守ろうともせず、事業者責任を放棄し、人としてのモラルまで放棄しています。

個人経営かつ社長一族経営の小規模な会社には組合はありませんでした。建設的な話合いが絶望的な中、京浜ユニオンの存在を知り、今に至ります。

数回の団体交渉をしましたが、会社からは微塵も誠意などはみられませんでした。よって、抗議活動と言う諸刃の剣にも似た行動に出るしかありませんでした。当時は暑い夏でした。抗議活動にご参加くだ

京浜ユニオン

2018年
8月1日
NO.273

〒144-0051

東京都大田区西蒲田4-32-9
労働組合・京浜ユニオン
TEL 0550-3410-6240
FAX 電話と同じ
振込口座 中央労働金庫蒲田支店
86555997 京浜ユニオン

さった方々には本当に感謝しています。

有難う御座いました。その諸刃の剣も文字通り、諸刃で終わりました。

ですので、次のステージとして、司法へ判断を委ねる事にして提訴した次第です。提訴した時には、トントン拍子に裁判が進み白黒ハッキリするものだと思っていました。ですが、そんなに甘くはありませんでした。裁判というのは本当に時間が掛かるし、苦労を強いられるんだと実感しました。

和解内容に関しては、納得したと自分に言い聞かせています。ですが、本心、心のずっと深い所では、憤っています。それは、裁判開始から終結した和解調停まで、被告である会社代表の社長が1回も裁判の席につかなかった事です。

それが墮落した東日興運社と言う会社を物語っていると思います。自分たちがどの様な立場の人間なのか。自分たちがどれだけの人間の人生と生活を背負っているのか。自分たちが本当に守らなければならない物は何なのか。最期の最後まで分かってくれませんでした。

8月のスケジュール

都合により、第2第4の木曜に会議変更

8月 6日 (月)	駅ビラ	午後 12:00	大森東口
8月 9日 (木)	例会	午後 6:30	西蒲田
8月 23日 (木)	運営委員会	午後 6:30	西蒲田
8月 26日 (日)	機関紙	午後 1:00	西蒲田
8月 27日 (月)	機関紙	午後 1:00	東糀谷

* 9月16日 (日) 大田市場近くの東海埠頭
野外バーベキュー 集合時間は後で連絡します。

ですが、この裁判で私には大きな成果があったと思います。途中、志半ばで心折れそうにもなりました。もう裁判もやめてしまおうかと・・・。

ですが、応援してくれて共に闘ってくれる皆様の支えもあり、最期までやり抜く事が出来ました。これは私一人では絶対に無理だと思います。この様な事例は、労働者である限り誰にでも起こりうる事だと。その困難を乗り越え、一つの判例として私の裁判結果が後に繋がれば、こんなにも素敵なお事はありません。

なので、和解金の金額がどうか、そういう事じゃなく、同じ様な悩みを抱えている人のお手本になる様な裁判だったし、結果だと誇りに思っています。一人の力には限界があり強さ影響力にも限りがあります。

ですが、こうして沢山の方々の応援と支援で1が10になり、10が100にもなる事を学びました。そして、人の優しさを本当に感じました。

裁判が終結したからと、京浜ユニオンから離れるつもりはこれっぽっちもありません。たったの1ですけど、同じ様に傷つき悩んでいる人の助けになればと思います。1を100にも1000にでもして・・・。

皆様、本当にこの度は有難う御座いました。まだ日時などは決まっていますが、9月中に報告会の場をと思っております。その際にはどうぞお越し下さいね。では、失礼致します。

佐野 淳一とその妻、佐野 史



企業の不正をただす！

内部告発した労働者を守る――

最近、ヤマト子会社の顧客への過大な不当請求が新聞紙面を賑わかせています。2年間で 2640社に対し4万8000件、総額17億円の過大請求。こんなことが許されるわけがない。しかし、不正を告発した労働者は公益通報者保護法でまもられるのか？

過去の例

過去に雪印食品関東工場での牛肉産地偽装事件。日産排ガス検査不正、神戸製鋼所の製品データ改ざん。スバルの無資格検査。が報道されている。有名な事件以外にも年間4000件の内部告発がある。そのうち4割を越える人が解雇やいやがらせを受けています。

今ある保護法の問題。ひとつは、告発時点で退職していたら「保護される労働者」に該当せず、保護されない。ひとつは企業の報復攻撃に罰則がない。ひとつは専門の行政機関がなく省庁間をたらいまわしにされる。等法律の不備があること、いずれ改正の必要がある。

それでも、内部告発した労働者を守る為に最大限の法律の活用が大事です。

公益通報者保護制度が適用される条件

第1に労働者であること。

第2に通報の対象となる事実が犯罪行為であること。

通報先

事業者内部―事業者内の公益通報に関する窓口や担当者。事業者がけいやくする法律事務所。管理職や上司。**行政機関**―通報された事実について、勧告・命令できる行政機関が通報先。**その他 報道機関・消費者団体・労働組合**―そこへの通報が被害の発生や拡大を予防する為に必要とみとめられるもの。

効果

公益通報したことを理由とする解雇は無効。公益通報したことを理由として、事業者が公益通報者に対し不利益な扱いをすることを禁止。

かんじんな事は勇気をもってたちあがった労働者を企業の横暴・上司の横暴から守るために**皆で力を合せて闘うことです。共に不正を糺そう。**

京浜かわら版 Union

2018年8月1日

8月のユニオン行動日程

- 8月11日(土) 埋めるな!辺野古 沖縄県民大会に呼応する
8・11首都圏大行動
場所 東池袋中央公園
時間 11時30分集合 12時30分デモ出発
- 8月12日(日) 「種子」上映会
場所 大田区消費者生活センター
時間 10時30分~19時
①10:30~13:00
②14:00~16:30
③17:00~19:00
- 8月15日(土) 戦争させない1000人委員会東京南部
8・15講演会
「朝鮮の平和は日本に何をもたらすか。もう基地もミサ
イルもいらぬ」 講師 半田 滋さん
場所 大田区消費者生活センター
時間 18時30分~20時30分
- 8月19日(日) 安倍改憲NO!安倍政権退陣!
8・19国会議員会館前行動
場所 衆議院第2議員会館前
時間 16時~

品川の教育は、今！

朝早くから夜遅くまでが当たり前 —7~11（セブンイレブン）化する学校—

校長「9：30（21：30）までには帰って下さい」

夜の9：30というのは、警備の人が帰る時刻なのです。教員が残っていると戸締まり等が完全にできず、警備業務に支障をきたします。

教員の長時間労働が社会問題化していますが、品川では、他区に先がけてタイムカードが導入されました。が、「データ結果を使って長時間労働の縮減を図るべきだ」という教職員組合の要求に呼応する当局側の動きは、ほとんどありませんでした。

文科省や連合総研、教職員組合や東京都教育委員会等による、教員の労働実態調査結果の酷さが明らかとなり、業務改善の必要性が認識されるようになりました。しかしながら、都教委の方針は、「残業は月80時間まで」という過労死を容認するようなものでしかありません。

品川では、異動が多くて若い人ばかり、産休代替は大学を卒業したばかり、といった学校がめずらしくありません。

朝早く来て夜遅くまで、勤務時間や休憩時間も分からずにガムシャラに働いているのです。

今、学校はセブンイレブン化しています。朝7時から夜11時まで働きづめです。

そこで、教育委員会に指導された校長が、冒頭の「9：30までには帰って下さい」という発言をすることになるのです。

でも、効果はほとんどありません。仕事量が変わらないわけですから。

さて、それでは、今、品川の教育改革はどうなっているのでしょうか。

まず、品川区の教育改革を牽引した若月教育長が「教職員を教育改革に取り組みざるを得ない状況に追い込む（まさに日大アメフト部の問題と酷似）起爆剤」として導入した学校選択制は、今、どうなっているのか、からみてみましょう。

2016年秋に、中島現教育長の諮問に応じて、「品川区学事制度審議会」が設置されました。学事制度審議会は、区立学校の教育に関する制度や環境について、幅広い観点から調査・検討するためのものですが、ズバリ学校選択制が諮問内容の中心となりました。

そもそも、品川区の学校選択制は、小学校は区内4つのブロックの中で、中学校は区内全域の中から選んでくださいというものでした。（但し、学区域の児童・生徒を受け入れた後、余裕がある場合に他の学区域からも受け入れるというもの。）

しかし、選択されずに子どもの数が減り、通常のエデュケーション活動が危ぶまれる学校が出る一方、入学したい子どもがあふれて抽選して選ばなければならない学校も増え—抽選の結果、兄弟で別々の学校というケースも発生した—、選択した学校に通えないという学校選択制の弊害が顕著になってきました。

さらに、品川区の子どもの数が数年先まで増え続けるというデータや、「街の賑わいにかげりが出たのは学校選択制のせいだ」という町会や商店会役員の声すらではじめました。

こうして、学校選択制を見直す学事制度審議会が設置されました。

昨年の9月には「中間答申」がまとまれ、パブリックコメントを受け付けた後、今年4月に「最終答申」が出されました。

パブリックコメントでは、学校と地域のつながりの希薄化への懸念、学区域の見直しに賛成、小規模校への不安、年少人口増加による教室不足への対策、等が出されました。

「最終答申」では、①学区域の見直しと、②学校選択制の見直しについて述べられています。

①の学区域の見直しというのは、小学校と中学校の学区域のズレを正して（1つの小学校から2つの中学校へとならないように）、小中一貫教育の完成度を高めようというのが表向き理由です。本音は、小中の結びつけを強め、実質的に選択制を機能させない—選択させない！—ということです。

②の学校選択制の見直しは、地域の声を重視したものとなりました。小学校の選択は従来のブロック内選択を止め、住宅地の学校と学区域が隣り合う学校からの選択となりました。「家から近い学校へ行ってね」ということです。

中学校は、従来通り区内全域から選択できるようになってはいますが、「一貫教育の効果を考えて抽選の優先順位を設定する」という条件がついたことで、「（どこの中学校へ行くか）わかるよね」となったのです。

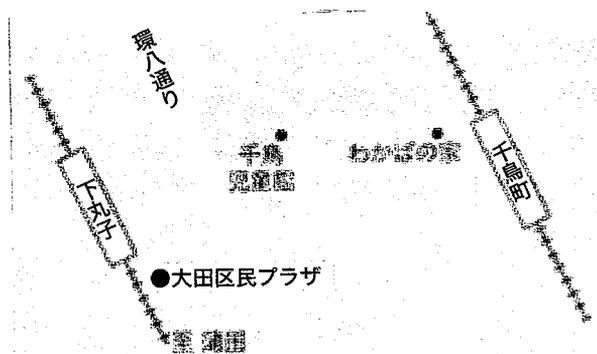
こうして、学校選択制の旗は降ろせないもので、運用面で縛りをかけ、選択の余地を限りなく狭めた最終答申となったわけです。私の意見は、学校選択制は廃止すべきと考えますが、現時点での施策としては賛同してもよいと思います。（つづく）

第39回

大田 平和のための戦争資料展 入場無料

開催日時 8月17日（金） 13:30～18:00
18日（土） 9:30～18:00
19日（日） 9:30～16:30

場所 大田区民プラザ 地下展示場
東急多摩川線下丸子駅前（下丸子3-1-3）



日本通運の「無期転換逃れ」は許さない！

7月12日13時30分、東京地裁で「無期転換逃れ地位確認請求裁判の」の第2回目行われました。開廷前、地裁正門前で、日本通運の社会的責任を追及する情宣ビラを配布しながら激励、連帯の挨拶がありました。

この裁判は、有期雇用で女性労働者のOさんが日本通運に5年10ヶ月（派遣時を含めると7年4ヶ月）働いてきましたが、労働契約法18条の無期転換権が発生する前日の3月31日をもって雇い止めたことを4月2日、東京地裁に提訴しました。

日本通運からは「長く働ける職場だ」と話され、1年ごとの契約更新を7回も繰り返しているにもかかわらず。

2017年6月に日本通運の上司である課長から有期雇用労働者全員を無期にしたら大変だと、2018年3月末で雇い止めが通告されました。

日本通運は、Oさんの働き続けられる期待を無視し、合理的な理由もなく雇い止めにしました。労働契約法19条違反でもあります。労働契約法改正後に、5回目の更新の際に、無期転換を逃れるため会社が契約にしのばせた契約不更新の文言を理由に雇い止めをしたのです。

裁判では傍聴席も入りきれないほどの参加がありました。

裁判後に弁護士会館で報告会が行われ、会社に長期間に働いてきた労働者の使い捨てを許さず、みんなで支援して行こう！！

ユナイテッド行動予定

8月2日	10時～17時	証人尋問
8月9日	13時15分～17時	証人尋問
8月28日	10時30分～11時30分	都労委

裁判傍聴
都労委

東京地裁527号法廷
第1本庁舎38階 南塔

安倍9条改憲NO！安倍政権退陣！

7・19国会正門前行動

延長国会も終盤を迎えた7月19日、国会正門前にて「安倍内閣打倒・改憲阻止」の19日行動が行われました。

この間安倍政権は、通常国会を32日間延長し、過労死促進法とも言える働き方改革関連法を強行採決の結果成立させ、未曾有の豪雨災害のさなかにも関わらず、参議員定数6名増の改悪や、カジノ法案をも強行採決しました。そして、赤坂自民亭での宴会等・・・。

本集会で2番目に挨拶した山城さんは、「益々凶暴化する安倍政権は、ゲート前の行動を封じ込めようとしている。8月6日から大行動をやる。今ここで負ける訳にはいかない！」と、強く激しく訴えられました。

又、全国過労死家族の会東京代表の中原のり子さんは「これ以上労働者を食いつぶす働かせ方をさせる訳にはいかない！」と訴えられました。

この日集まったのは労働者、学生、市民など8500人。今、自民党は安倍の総裁3選から、改憲、戦争に向かっている。絶対に許せません。国会前行動参加者は怒りをみなぎらせ、秋の臨時国会での改憲発議阻止に向け、さらに闘いを強めることを誓い合いました。



世界で原発はどう扱われているのか？

世界で原発は不良債権化しつつある。安全対策を考えれば、原発は割にあわない。既にそれは世界の常識。欧州では再生エネルギーの台頭により、すでに原発の電力は市場競争力を失った。脱原発は逆らえない時代の流れ。脱原発・脱火力・再生可能エネルギー100%化というエネルギー転換が世界の流れです。

原発には金銭以外のリスクもある。使い終わった核燃料などの「核のゴミ(高レベル放射性廃棄物)」は数万年に及ぶ長期の管理が必要な為、民間企業は責任を負いきれない。

2018年7月3日に日本政府が閣議決定した「エネルギー基本計画」は世界的に逆風にさらされている原発の維持にこだわり、再生エネルギーへの転換を抑えかねない内容である。

今世界で原発はどう扱われているかをみることで、日本の原子力政策を考えたい。

廃炉を決定した国々・閉鎖を始めた国々

ドイツは2022年までに全17基の閉鎖を決めている。スイスは2034年までに全5基の閉鎖を決めている。イタリアは全4基が既に停止。台湾が2025年までに全6基の停止を決めている。ベルギーは新設を禁止した。

原発の高コスト浮彫り

2011年の福島原発事故によって、世界が原発の危険性を実感し、安全対策を強化するコストが急騰した。

イギリスでは新に2基の原発を建てるのに、4兆4400億円の補助が必要になった。洋上風力は原発のコストを下回った。もはや原発が安いとは言えなくなった。

アメリカは原発の経済競争力低下の為今後5年間で12基を閉鎖する計画。米投資銀行の推計では、1メガワットあたり原子力は148ドル。天然ガスは60ドル。競争にならない。太陽光発電は欧米や中国では、10円程度であり、多くの国で太陽光や風力が原発より安くなっています。

一方日本では・・・。経済産業省の発表した原発のコストは10.1円。火力が13.7円。水力が11.0円。太陽光は24.2円と計算。

日本政府は一体どんな計算をしているのか？

渡辺

労働と貧困(2018年6月、出典は朝日新聞・東京新聞)

1日 正社員と非正社員の待遇差が、労働契約法が禁じる「不合理な格差」にあたるかが争われた二つの訴訟の判決が最高裁第二小法廷であった。一つの訴訟で正社員に払われる無事故手当など5手当が、同じ職務の契約社員に支給されないのは「不合理」と判断。一方、定年後に再雇用された嘱託社員が起こした訴訟では、正社員との待遇差の大半を容認。

8日 アルプス電気が働き方改革で減った残業代の一部を賞与に上乗せして支給し、社員に還元することを決めた。

12日 「解雇の金銭解決制度」について厚労省が法学者6人による検討会を設け導入に向けた議論を始めた。年内をめどに法的な論点をまとめる。

14日 タクシー会社「国際自動車」の元従業員12人が残業代の支払いを求めて会社を訴えたところ雇用契約を更新されなかったのは不当として損害賠償を求めた訴訟の判決で東京地裁は、会社側の行動によって憲法が保障する「裁判を受ける権利」が侵害されたと認定し、雇用打ち切り後に受け取れるはずだった賃金などを含め計約4千万の賠償を会社側に命じた。

20日 厚労省は外国人技能実習生の受け入れ企業の事業場で、違法な残業をさせるなどの労働法令違反が2017年に4226カ所で見つかったと発表した。前年より222カ所(5.5%)多く、記録がある03年以降の最多を4年連続で更新した。

21日 「日本介護クラフトユニオン」は介護職員の74%が利用者やその家族からハラスメントを受けたことがあるとのアンケート結果を公表した。

29日 厚労省によると5月の有効求人倍率は前月より0.01ポイント高い1.60倍。総務省によると5月の就業者数は前年同月比151万人増の6698万人で過去最高だった97年6月を上回った。5月の完全失業率は前月より0.3ポイント低い2.2%。完全失業者数は前月比21万人減の151万人。

29日 働き方改革関連法案が成立し、働き過ぎを防ぐための残業時間の罰則付き上限規制などが、来年春以降に順次導入されることが決まった。高度プロフェッショナル制度は来年4月に始まる。